

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則、横浜市旧宅地造成等規制法施行細則及び 横浜市都市計画法施行細則の一部改正に関する意見公募要領

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）の適用（令和7年4月1日（予定））及び同法の規定に対応すること等を目的とした横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下、「開発調整条例」という。）の一部改正（令和6年9月25日市会議決）に伴い、横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則、横浜市旧宅地造成等規制法施行細則及び横浜市都市計画法施行細則の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年9月30日(月)から令和6年10月30日(水)まで
(必着。郵送の場合は当日消印有効)

2 御意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。
なお、電話での御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子メールの場合
電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
※ 件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
- (2) 郵送の場合
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
- (3) F A Xの場合
F A X番号：045-681-2435
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって、適切に取り扱います。

4 御不明な点についての問合せ先

横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当 電話番号：045-671-2945

※ 電話での御意見の受付及び御意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。